

自然災害等による休校等の扱い

1 適用するケース

東大和市、武蔵村山市、立川市のうち一市にでも、以下の警報や特別警報が発令されたとき

大雨警報、大雪警報、暴風警報 等

2 登校時刻

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 午前 6時までに警報が解除された場合 | 平常通りの登校（平常授業） |
| (2) 午前 8時までに警報が解除された場合 | 10時30分登校（3限より授業） |
| (3) 午前11時までに警報が解除された場合 | 13時10分登校（5限より授業） |
| (4) 午前11時でも警報が解除されていない場合 | 全日自宅学習 |

3 留意点

- (1) 各注意報は判断材料としない
- (2) 下線で示した以外の地域であっても、居住地や通学途上に上記の警報が発令されている場合は同様の扱いとする